

歯科材料 01 歯科用金属
管理医療機器 歯科用金ろう 70773000
ゴールドマスターソルダー I

【禁忌・禁止】

本合金、類似成分の合金又は配合成分に対して発疹、皮膚炎などの過敏症の既往歴のある患者には使用しないこと。

*【形状・構造及び原理等】

(1) 成分・分量:

成分	分量
金	60.0%
パラジウム	14.2%
銀	20.3%
その他※	5.5%

※ 錫、インジウム、銅

* (2) 形状

0.3×4.0×55mmの短冊状。

* (3) 原理

本製品は、合金であり加熱により熔融し、冷却により固化し金属を接合する。

* (4) 性能等

JIS T 6117:2011

項目	代表値
液相点	1130℃
固相点	970℃

【使用目的又は効果】

主として歯科メタルセラミック修復用貴金属材料の前ろう付けに用いる。

【使用方法等】

- (1) 被ろう付け物をろう付け用埋没材で固定し、ブローパイプ等の還元炎を用いて通法に従いろう付けしてください。
- (2) ろう付け部は、0.1～0.2mmの間隙を空けてください。
- (3) 本合金を再使用した場合や、本合金以外の物質が混入した場合には、物理的性質が低下することがあります。

[使用方法に関連する使用上の注意]

- (1) 歯科用フラックスを使用する場合には、その説明書に表示してある使用上の注意事項を守ってください。
- (2) 適用合金
歯科メタルセラミック修復用貴金属材料
ゴールドマスターEX、ゴールドマスターS、ソリッドライ
ド34他

【使用上の注意】

(1) 重要な基本的注意

- ① 本合金の使用により発疹、皮膚炎などの過敏症状があらわれた患者には、使用を中止し、医師の診断を受けさせること
- *② 本合金の使用により発疹、皮膚炎などの過敏症状があらわれた術者は、使用を中止し、医師の診断を受けること
- ③ 合金の作業設備付近には、局所排気装置、換気扇などを設けて密閉した部屋での作業を避け、作業により発生する粉塵及び蒸気を吸入しないこと。また保護めがねを着用すること。
- ④ 本合金の研磨作業などの際には、粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。また保護めがねを着用すること。
- ⑤ 他の合金と混溶しないこと。

(2) 有害事象

有害事象として掌蹠膿疱症、扁平苔癬、皮膚炎などの歯科金属疹(遅発性金属アレルギー疾患)を発症することがあります。

【保管方法及び有効期間等】

[保管方法]

・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元・製造元

株式会社アイディエス

[問い合わせ先]

本社

住所 : 〒113-0033
東京都文京区本郷 3-5-4 朝日中山ビル 7F
電話番号 : 03-5840-9877
FAX 番号 : 03-5840-9866

大阪事業所

住所 : 〒564-0053
大阪府吹田市市江の木町 30-34
電話番号 : 06-6378-7711
FAX 番号 : 06-6378-7712